

特集Ⅰ：第2回厚生政策セミナー「少子化時代を考える」

出生率低下：誰の問題か？

上 野 千鶴子¹⁾

Ⅰ 出生率低下：原因と影響

1989年、日本政府と財界は「1.57ショック」に見舞われた。その年度の合計特殊出生率TFR（以後合計出生率）が、1966年ひのえうまの年の低出生率1.58より低い水準に落ち込んだからである。丙午の年生まれの女兒は長じて夫を食い殺すという迷信を信じて、多くの男女はその年の出産を回避した。1966年の低出生率を例外として、その前後には出生率は回復しているのだから、この年に人為的な操作が行われたことは、ほぼ確実である。60年代の日本で、若い両親が古い迷信に左右されることも驚きだったが、それ以上に1989年には、どんな特異な事情もなしに、出生率が丙午の年以下に減少したことが「ショック」の原因だった。

だが、この低出生率は、少しも驚くにあたらない。それ以前から出生率は徐々に低下傾向を続けており、「1.57」は、その自然な帰結に他ならなかったからである。その後も出生率低下は続き、1995年には史上最低の1.42まで落ち込んでいる。この低下傾向はくつがえる様子はない。

日本の出生率は戦後一貫して減少傾向にあった。出生率の長期低下傾向はすでに戦前から続いており、敗戦直後のベビーブームを除いて、その動向に変化はない。日本政府はむしろ、戦後出生抑制に積極的であった。敗戦によって植民地を失い、復員兵や引揚者による人口増を抱えていた戦後の日本は、人口圧の解消先を失っていた。出生率低下は政府の意図どおりの結果だったのである。

日本女性の合計出生率が4人台から2人台に急激に低下したのは1950年代である。人口が増加傾向から減少傾向に転じる出生力転換に要した期間は約10年である。他のアジア諸国と比べても、この短期間の達成は、人口抑制の模範国といっていい。とりわけ日本では、この人口抑制は、他のアジア諸国と違って、どんな政策的強制や誘導もなしに、個々の男女の自発的な意志決定によって実現された。中国では1子好適運動による政策的誘導が行われたり、バングラデシュやインドでは不妊手術の強制や利益誘導が行われたことを考えると、人口爆発に悩む多くの発展途上国にとって、日本はその期間の短さや国民の自発性において、人口抑制の「優等生」であった。

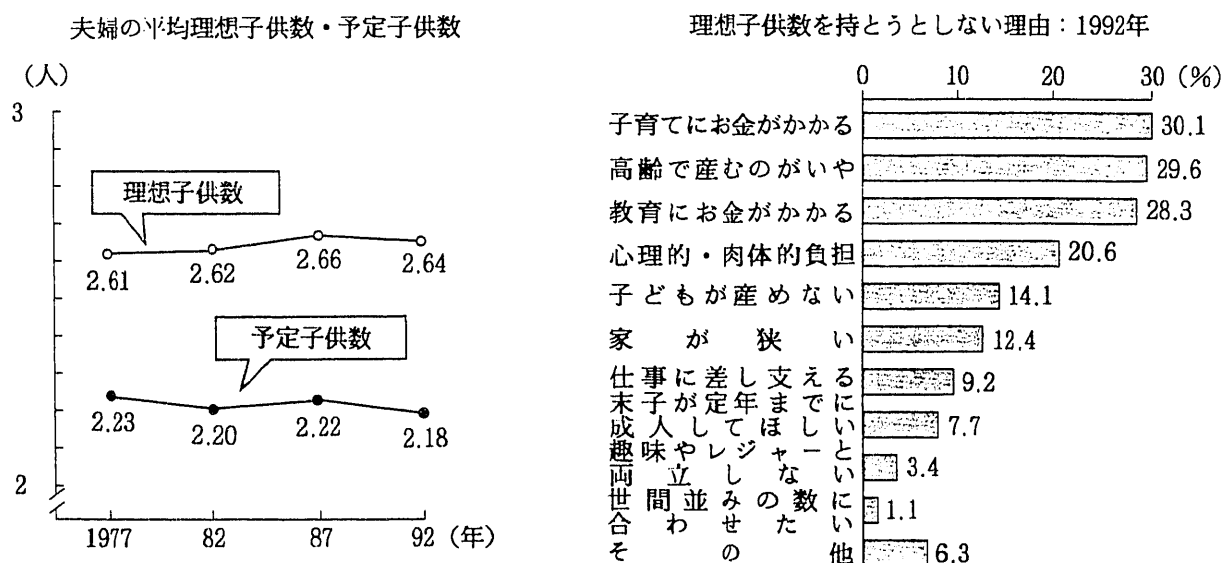
人口抑制が「自発的意志決定」によって行われたとはいえ、戦後一貫して、希望子ども

1) 東京大学・社会学

数と実際の子ども数とのあいだにはギャップがある。子どもは3人を理想としながら実際には2人しか産めない現実の背後には、闇に葬られたもう一人の子どもがいた。

この出生率低下は、政治的な強制こそ受けなかったが、経済的な誘導を受けた。多くの両親は「理想の子ども数を持つとしない理由」に「子育てにお金がかかる」ことを挙げている（図1）。中流の暮らしを維持しようとするれば、子どもは二人まで、が限度と考えられた。60年代の末までには、一家に子どもは二人の「二子規範」は広く確立していた。3人以上の子どもを持つのは、「貧乏人の子沢山」どころか、ステイタス・シンボルとなった。

図1



資料：人口問題研究所『第10回出生動向基本調査』による

不幸なことに、この時期、産児調節は主として人工妊娠中絶の手段で行われた。中絶はほんらい避妊の手段ではないが、第一に妻の性的な情報への無知のせいで、第二に夫の側の避妊への非協力のせいで、中絶が避妊法の一つと考えられた。統計によれば、1950年代には生まれた子どもの陰に、出生児数の三分の二にあたる数の胎児が中絶されている。（表1）その多くは、既婚女性の婚内子である。2子を産み終えたあと、3子め、4子めの望まない妊娠を、既婚女性は中絶することによって産児制限を実行した。中絶の恩恵をもっともこうむったのは、もし3子、4子が生まれていれば、たちどころに生活に窮したであろう夫たちである。

戦後日本は、「中絶天国」という不名誉な名前をもっているが、キリスト教圏の社会と違って、日本では中絶は社会的にスティグマを受けることが少ない。1880年には刑法堕胎罪が成立し、1907年には改正刑法でも堕胎罪が存続、いまだに続いているが、1948年優生保護法が中絶の条件を大幅に緩和することによって、日本女性は相対的に安全で安価な中絶の機会にアクセスすることが容易になった。戦後の優生保護法は、1940年、戦時下に成立した国民優生法を改正したものである。優生思想の反映である「優生」の名は、1996年、

表1 届出人工妊娠中絶数の推移

年 次	出生数	届出人工妊娠 中絶	出生100対 中絶割合	妊娠3か月 以内の場合
	千人	千件	%	%
昭和25年	2,338	489	20.9	74.9
30	1,731	1,170	67.6	91.7
35	1,606	1,063	66.2	93.0
40	1,824	843	46.3	94.4
45	1,934	732	27.8	95.4
50	1,901	672	35.3	96.7
53	1,709	618	36.2	95.3
54	1,643	614	37.4	93.7
55	1,577	593	37.9	94.1
56	1,529	597	39.0	94.1

資料：厚生省「人口動態統計」及び「優生保護統計」

表1 届出人工妊娠中絶数の推移

(単位：%)

国 名	年次 \ 年齢	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44
日本	1987	0.8	0.8	0.0	0.6	..	..
	1992	0.8	1.1	1.4	1.6	..	..
デンマーク	1975	23	29	10	4	5	4
	1981	..	37	23	11	..	..
フランス	1975	1	3	2	1	0	1
	1981	1	8	5	2	1	1
	1986	..	19	11	8	5	5
旧西ドイツ	1972	..	—	—	—	—	..
	1981	..	—	—	—	—	..
イギリス	1976	1	2	3	—	2	—
	1979	4	5	4	2	2	1
	1986-87	—	—	11	6	—	—
オランダ	1975	1	10	..	..	..	..
	1982	2	16	10	..	..	..
スウェーデン	1975	14	29	17	8	5	4
	1980	13	32	26	14	8	6
	1981	..	44	31	14	10	7
カナダ	1981	3	15	21	19	16	3
アメリカ	1976	..	2	1	..	..	..
	1982	2	5	16	11	3	1
	1986-87	—	—	16	17	13	12

資料：United Nations [1991], *World Population Monitoring*. ただし、日本は厚生省人口問題研究所 [1994], 『独身青年層の結婚観と子供観』

母体保護法が成立するまで続いた。優生保護法指定医のもとで、法律の「経済的理由」を拡大解釈することによって、中絶は実質的に合法化された。したがって日本の中絶に関する統計は信頼できるものである。

「1.58ショック」以来、政府と財界は意図を超えてゆきすぎた出生率低下に憂慮を表明し始めた。主な配慮は、第一に国力の低下、第二に将来の労働力不足、第三に急速な高齢化と介護負担である。諸外国に比べて、日本の高齢化のスピードはきわだっている。出生率低下と高齢化傾向に歯止めをかけることは、どの先進諸国でも不可能だが、せめて高齢化のスピードを抑えて、高齢社会にソフトランディングすることがめざされた。さもないければ社会の急激な変化に政策が対応できず、さまざまな混乱が生じる可能性があるからである。

第一の人口減少を国力の低下に結びつける議論は、人口即国力と考える19世紀的な時代遅れの見方にすぎない。幕末に3千万人だった日本の人口は、わずか1世紀で1億2千万、約4倍に急成長している。人口の増加傾向に歯止めがかかり、減少に転ずることをいわずらに憂う理由はない。

第二に、次の世代の労働力不足を憂慮する政財界の声の背後には、それと指摘されることは少ないが、あからさまな人種主義と排外主義がある。将来の労働市場を予測するのに、かれらは人口の自然増、すなわち日本国籍・日本人種の出生だけをカウントして、社会増、すなわち移民労働者の流入を計算に入れていないからである。あとで論じるが、労働市場の需給には移民政策が大きくからんでくる。出生率低下を労働市場の供給減少に短絡する見方は、現行の厳しい出入国管理政策の継続を与件としている。

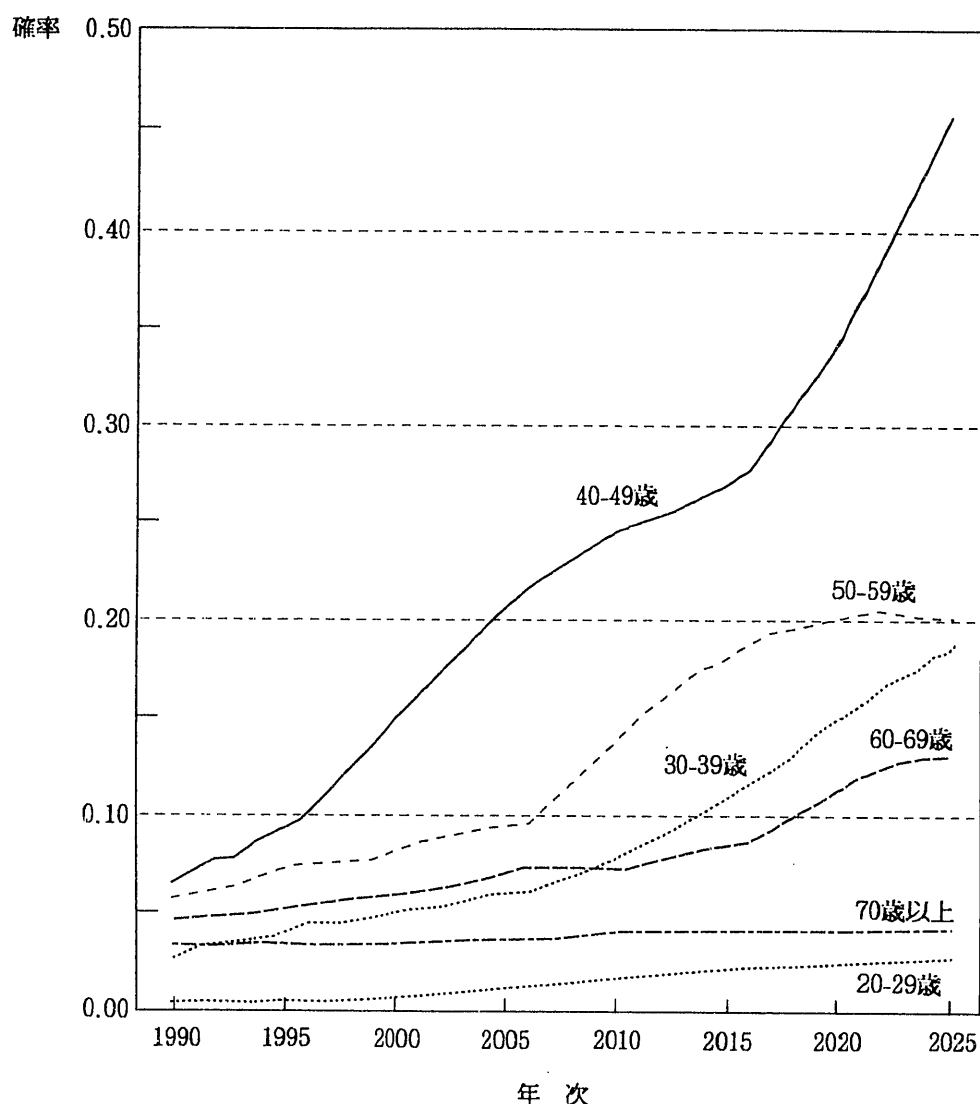
第三の介護負担については、驚くべきシミュレーションを紹介したい。(図2) 日大人口研の予測によれば「2025年における年齢別未就業女子が寝たきり老人または痴呆性老人を在宅で介護する確率」は、40-49歳代でほぼ五割に及ぶ。この将来推計を立てた人口学者たち、その多くは男性と思われるが、その中にはぬきがたい性差別がある。第一に介護要因を女性と疑わないこと、第二に「未就業の既婚女子」つまり専業主婦が在宅介護を免れないと見なすこと、第三に「専業主婦」比率がほぼ現在と同じ水準で維持されると考える点である。介護者の母集団に、有職の女性や、そして男性が含まれれば、この「確率」はかくだんに下がるはずである。

高齢者の扶養負担については、すでに財政の圧迫や税金の負担増など、若い世代へのしわ寄せが論じられているが、これも「65歳以上」を一律に「不生産人口」と見なすことから来る疑似問題であろう。高齢になれば個人差が大きくなるだけでなく、健康で活躍できるお年寄りも増える。高齢者の労働力化は、必要なばかりでなく望ましいことでもある。働いて収入を得て税金を納める高齢者が増えれば、高齢者即被扶養人口という見方はなくなる。そのためには、年齢と賃金とが連動する現在の雇用システムの改変が必要である。

出生率低下はどの先進諸国でも同じような収斂傾向を見せている。人口再生産水準の2.1を上回る国は、アメリカ合衆国を除いてない。スウェーデンは一時反騰傾向を示したが、一時的なものであったことが証明された。このなかで、アメリカは出生率低下の比較の対象とするには特殊な性格を持っている²⁾。

2) わたしはNIRAの依頼を受けて先進諸国の出生率低下の比較調査を手がけたことがあるが、その対象からアメリカを除外した。というのは、移民国家アメリカは、国内に「南北問題」を抱えていると言っていい多民族社会であり、人口学的に先進国とは言いがたいからである。(総合研究開発機構 1994)

図2 1990～2025年における年齢別未就業女子が寝たきり老人または痴呆性老人を在宅で介護する確立の変動



資料：日本大学人口研究所『「超低出生社会における統合モデルに基づく医療分析」報告書』

だが収斂傾向を示す先進諸国でも、出生率が1.8水準を前後するフランスやイギリスなどの相対的な高位国、1.5水準の日本、それ以下の低位国と3グループに分かれる。このところ日本は1.5水準を割り、低位国に仲間入りした。そのなかには、たまたま、日本、イタリア、ドイツの旧枢軸同盟国が含まれている。ただの偶然以上のものがある。イタリアの戦闘的フェミニスト、マリアローザ・ダラ・コスタ（1986）は、イタリアの低出生率を、マッチスモに対する女の無意識な出産ストライキだと表現した。旧ファシスト国家は、その男権主義でも共通している。

先進工業諸国のあいだにおける出生率の差はわずかな違いにすぎず、どれも人口再生産水準に達していないが、それでもこの小さな差は説明に値する。出生率のわずかな差が高

齡化のスピードを変えるからである。これまでさまざまな研究者が出生率低下の要因を分析してきた。そのうち、主なものは以下のとおりである。

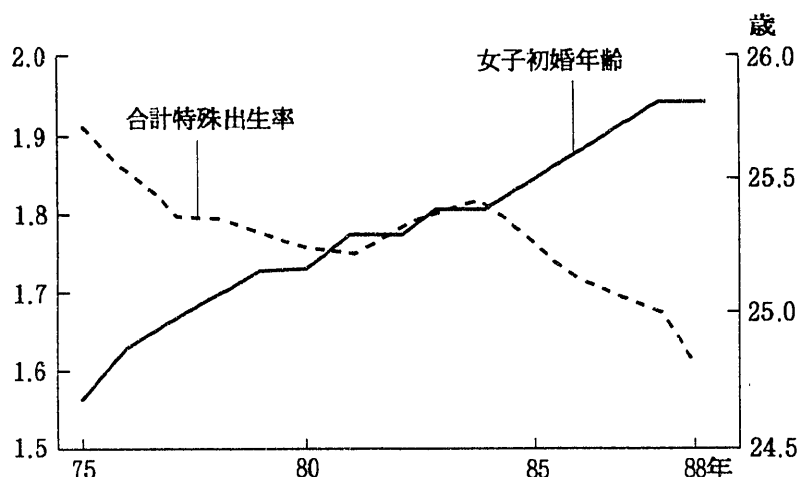
1. 初婚年齢の上昇
2. 育児・教育費の高騰
3. 住宅費の上昇
4. 女性の高学歴化
5. 女性の就労の増加
6. 家族と子どもに対する意識の変化

順番に論じていこう。

1. 初婚年齢の上昇

第一の初婚年齢の上昇については、合計出生率とはっきりした逆相関を示している（図3）

図3 女性の初婚年齢と合計特殊出生率



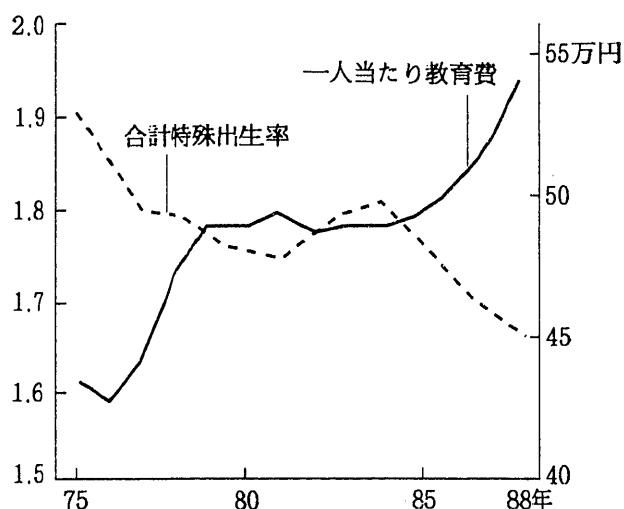
資料：厚生省「人口動態統計」

2. 育児・教育費の高騰

第二に、育児・教育費の高騰も合計出生率と似たような逆相関がある。（図4）教育費の高騰の背後には、高等教育の大衆化がある。1970年代の初めには高等学校の進学率が90%を越し、短大・大学進学率も急速に上昇した。しかも私立学校が多く、奨学金などの公的な援助の少ない日本では、教育費の負担は親にかかってくる。今日では育児のコストは第二次社会化費用、すなわち高等教育にかかる費用までを含んでおり、それは親の私的な負担によっている。銀行業界の試算によれば、子ども一人を大学まで卒業させる費用は国公立コースで約2千万、私立コースだと約3千万円かかる。地方都市では標準的なマンション1戸が購入できる価格である。

そのなかでも教育水準のジェンダー・ギャップは著しい。1990年に高等学校以上の進学

図4 一人当たり教育費と合計特殊出生率



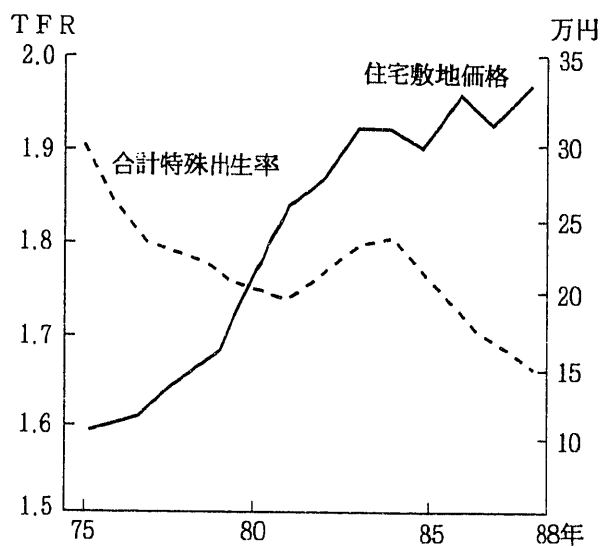
一人当たり教育費は幼稚園から大学までの年間教育支出額(親の負担分)を総就学人口で除した推計額 資料:文部省「学校基本調査」

率では、女子が37%と男子の35%を上回ったが、そのうちわけを見ると22%が短大へ、残りの15%が4年制の大学へ進学している。その後も女子の進学率は男子を上回っているが、4年制大学だけを見ると、現在でも女子学生は男子学生の約6割にすぎない。教育を老後のための投資ととらえる傾向のある日本の両親にとっては、投資の回収を期待できない娘には、息子並みの水準の教育を与える必要がないと考えられている。だが、この傾向にも変化があらわれた。1995年には初めて女子の4年制大学進学率が短大進学率を上回った。少子化のせいで、今日子どもを持った世帯で、一人娘または姉妹だけの家族は全体の40%に達する。娘しかいない世帯では、性差別のある教育というぜいたくは、もはや許されない。

3. 住宅費の上昇

第三に、少子化は住宅事情の悪さとも関係している。(図5) 宅地の地価と合計出生率のあいだにもはっきりした逆相関がある。都道府県別で見ると、住居環境指数の高い地方では結婚確率が高い。東京、大阪の大都市圏では住居環境の悪さを反映して、結婚確率も著しく低下する。

図5 住宅敷地価格と合計特殊出生率



住宅敷地価格は1坪当たり価格
資料:住宅金融公庫「住宅敷地価格調査報告」

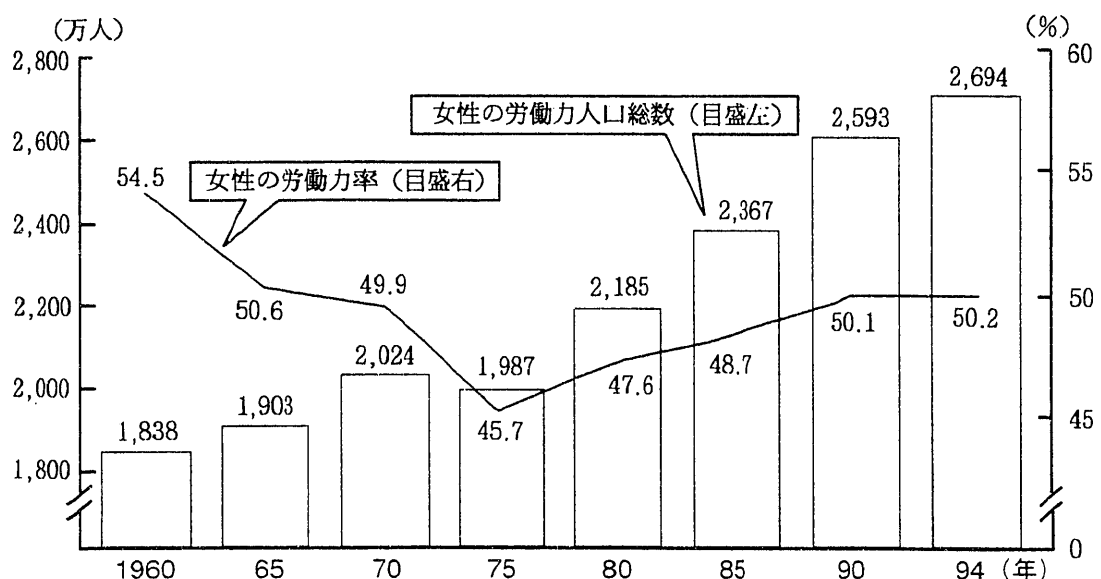
4. 女性の高学歴化

女性の高学歴化もしばしば晩婚化としたがって出生率低下に奇与すると考えられている。だがデータはそれを証明しない。一方で平均初婚年齢が26歳を超える現在、高学歴化は晩婚と直接結びつかないし、日本では女性の高学歴は就労継続とも相関しない。上昇婚傾向の強い日本では、女性の高学歴は有利な結婚機会と結びつき、したがって専業主婦率が高まる結果になる。

5. 女性の就労の増加

女性の就労は出生率低下とトレードオフの関係にあると考えられているが、これもデータによって裏づけられない。というのも日本の女子労働力率はM字型を示しており、女性の労働参加は主としてポスト育児期に既婚女性によって担われたからである。「女の職場進出」はその実女子労働の周辺化であった。結婚・出産後もフルタイム就労を継続する女性は同年齢人口の約20%にすぎず、この割合はここ20年近く変化していない。女子労働力率の長期トレンドを見ると、60年代に労働力率は低下しており、75年に底を打っている。（図6）コーホートでいうと、最も専業主婦化が進んだのは戦後ベビーブーム世代だが、同時にこの時期と世代で出生率低下が進行したのだから、専業主婦率と出生率には正の相関はない。また労働力化のなかでも、女性の機会費用は必ずしも上昇しなかった。70年代後半、まさに「女性の職場進出」の時期に男女賃金格差はむしろ拡大している。機会費用説からいっても、出産育児期に女性の就労継続を促進する要因は少ない。今でもマジョリティの女性のライフコースは出産育児期にいったん職場を離れ、その後に労働市場に復帰するというものである。

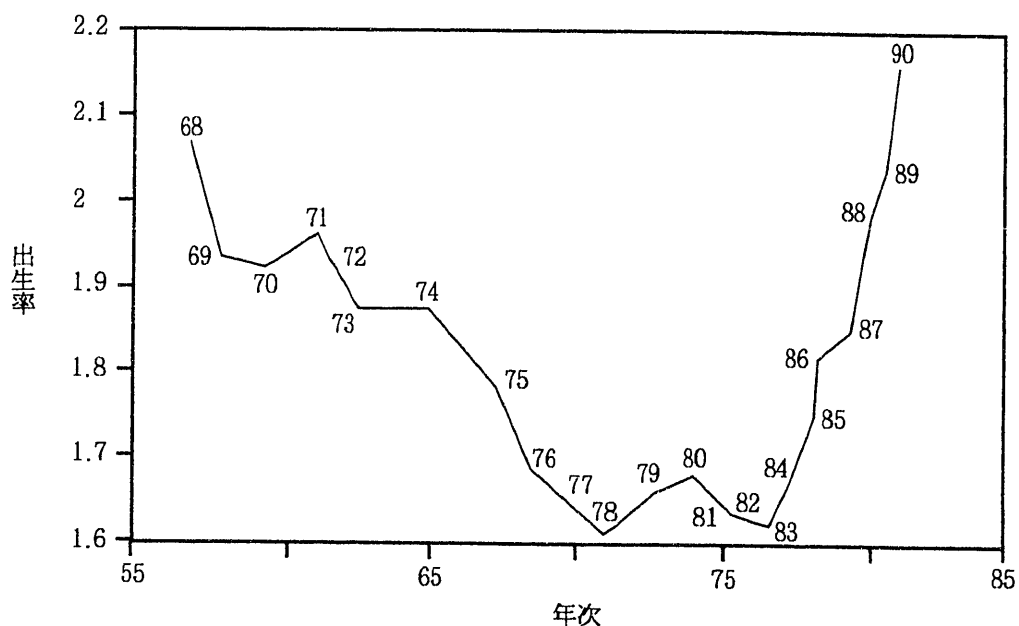
図6 女性の労働力人口及び労働力率



注：労働力人口総数とは就業者（自営業主，家族従業者，雇用者）と完全失業者の合計。労働力率とは15歳以上人口に対する労働力人口の割合

スウェーデンの例をみると、労働力率と出生率のあいだにトレードオフが成り立たないことがよくわかる。(図7) 70年代までは女子労働力率と出生率低下とは逆相関していたが、出生率低下に危機感をおぼえた政府が積極的に家族政策を推進することによって出生率低下傾向は反転に転じた。EU諸国のなかでは、スウェーデンはもっとも女性の労働力率が高い国だが、同時に出生率をもっとも高い国でもある。家族政策の効果については、後に論じる。

図7 労働力率と出生率のトレードオフ：スウェーデン



6. 家族と子どもに対する意識の変化

以上のような社会的経済的要因に加えて、家族と子どもに対する意識の変化がしばしば出生率低下の要因として挙げられる。そのなかには「将来に対する不安」や「やりたいことができなくなる」という理由が挙げられている。結婚や育児に対する態度も、選択性が高まっている。人生にはさまざまなオプションがあるのだから、必ずしも結婚にこだわらなくてもいいという考え方に対する許容度が若い世代で高まっている。こうした意識の変化を、エゴイズムや子どもへの嫌悪と解釈する見方があるが、家族史の知見によれば、むしろその反対である。近代家族における出生率低下は子どもへの関心の増大の結果と考えられている。(Shorter 1975=1987)「少産少死(少なく産んで確実に育てる)」は、子どもへの配慮と関心が増した結果であり、ひとりあたりの子どもに注がれるコストが大きいからこそ、子どもの数の抑制が行われるのである。(山田 1994) 事実、歴史を通じて近代家族においてほど、子育ての負担が高まったことはない。若い世代が出産に二の足を踏むのは、子どもぎらいのせいではなく、むしろ子育てが要請する負担の大きさを予期するからである。現在でも多くの女性が育児期に職場を離れるのは、育児が100%の専門的関与を要求するほど、重要な役割であると彼女たちが考えているからである。

結論的にいえば、出生率低下には多くの要因が関わり、一義的に因果関係を確定することは難しいが、日本の場合、出産育児にかかわる再生産費用が著しくプライヴァタイゼーション（私的負担）に委ねられていることが大きな原因と考えられる。

II 家族の変貌

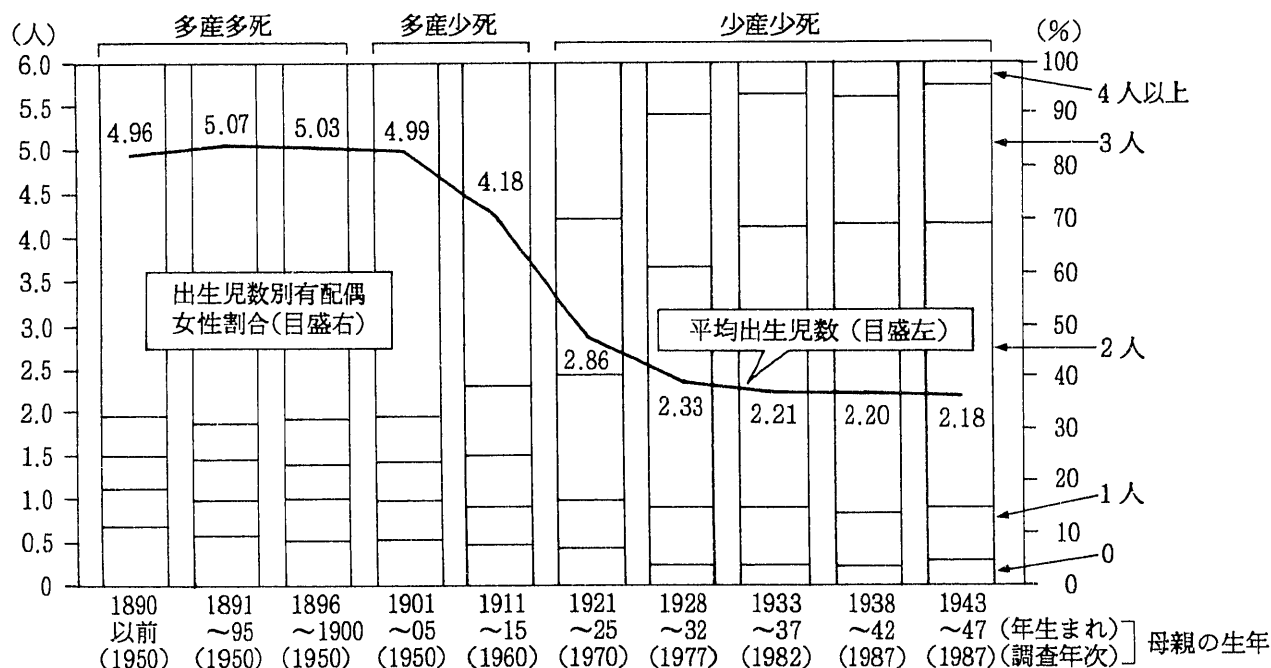
出生率低下のブレイクダウンには次の3つの要因がある。

1. 婚姻率低下
2. 婚姻内出生率低下
3. 婚姻外出生率低下

このうち、日本における合計出生率低下にもっとも寄与しているのは、婚姻率低下である。婚姻内出生率のほうは、この20年ばかり2.1以上を維持し、低下していない。（図8）今日でも「結婚したら子どもは2人」の2子規範は有効に働いており、一人っ子は忌避される傾向がある。

婚姻率低下が合計出生率の低下に寄与するのは、統計のマジックである。若い世代の婚姻率低下が単なる晩婚化傾向なのか、それとも生涯非婚につながるのか、また遅く結婚し

図8 有配偶女性による完結出生率の推移



- 注：1. 数字は各年生まれの有配偶女性が45～49歳のときまでに出産している子供の数である。
 2. 古い順に6時点は総務庁「国勢調査」、最近4時点は厚生省「出生動向基本調査（第7回～第10回）」により作成。
 3. 母親の生年により子どもは3つの世代に分類できる。すなわち、(1)明治30年代以前生まれの母親から生まれた子ども（昭和以前生まれ）は、出生率も死亡率も高かったので多産多死型、(2)明治後半から昭和初期生まれの母親から生まれた子ども（昭和1桁から20年代半ば生まれ）は、出生率が高く死亡率は低かったので多産少死型、(3)昭和1桁以降生まれの母親から生まれた子ども（昭和20年代半ば以降生まれ）は、出生率も死亡率も低かったので少産少死型である。

でも結果的に2子規範に従うのか、それとも晩婚化がそのまま婚姻内出生率低下を招くのかは、現在20代、30代のコーホートの完結出生率を見なければ結論することができない。それにはあと10年から20年はかかるだろう。従来完結出生率は45歳まで、と計算されてきたが、生殖技術の進歩によって、出産年齢の上限にも変化が出てくる可能性がある。また晩婚化にともなう30代の出産の増加で、厚生省は近年「高齢出産」の定義を「35歳以上」に引きあげた。

婚姻率低下は結婚や家族に対するどんな意識変化を反映しているのだろうか？データの背後にある社会学的な要因にたちいって分析してみよう。

統計によれば晩婚化傾向はあきらかであり、年齢階級別の未婚率も上昇している。(図9) 1995年には25-29歳の未婚率は男性で66.4%、女性で49%、30-34歳で男性37.3%、女性19.9%に達している。女性の未婚率は30代後半になると9.7%に低下するが、男性の未婚率は40代にはいっても20%を下らない。この傾向は若年コーホートほど強まっている。奇妙なことに、この未婚化現象は、アメリカでは強くなりすぎた女性の結婚難として言説構築される傾向があるのに対して、日本では男性の結婚難として報道されている。人口学的には男性人口過剰がその原因とされている。先進国の出生性比は105:100であり、少産少死の社会ではこの性比がそのまま結婚年齢まで持ち越される³⁾。とはいえ、すべての男性が結婚市場でひとしなみに結婚難を経験しているわけではない。男性の高齢非婚者は、過疎地の農業後継者や低学歴層に集中する傾向がある。他方、女性の非婚者は都市部の高学歴層に偏っており、この二つの集団がマッチングする可能性はきわめて低い⁴⁾。過疎地の男性結婚難は、東南アジアからの「輸入花嫁」で解決しようと一時期自治体や仲介業者が動いたが、この種の「国際結婚」がさまざまな問題をはらむことがわかって、現在ではこの動きは不活発になっている。

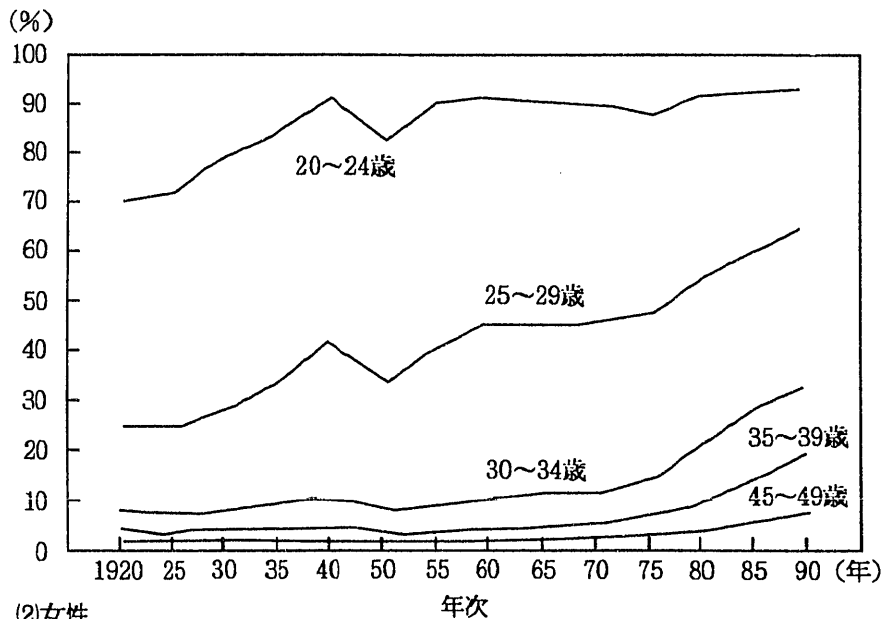
宮本ら家族社会学者のグループ(宮本・岩上・山田 1997)は「未婚化社会」について興味深い実証研究をおこなっているが、その調査結果によれば、女性の結婚願望は低下しているわけではない。「結婚適齢期」の圧力は減少したが、「いずれは結婚したい」と考える男女が圧倒的多数であり、生涯非婚を選ぶのは少数にすぎない。つい最近まで、諸外国にくらべても、日本は累積婚姻率の非常に高い国であった。70年代には男性の97%、女性の98%が生涯に1度は結婚生活を経験しており、生涯非婚者は、無視できるほど少数であった。この「全員結婚社会」は、近代化によってもたらされたものである。前近代には親からの財産分与がなければ世帯を持つことができなかった二男、三男が、工業化のおかげで親の援助なしに独立した生計を持つことができるようになった。近代化にともなう出生率の上昇には、婚姻率上昇すなわちだれでも結婚できる社会の到来が背後にある。生涯非婚

3) 最近の報道によれば、一人っ子運動を推進している中国では、出生性比が115:100に達したという。20年後には深刻な男性結婚難が起きることがかんたんに予測されるが、ミクロレベルでの合理的な意志決定がマクロでは合理的とは限らないという例であろう。

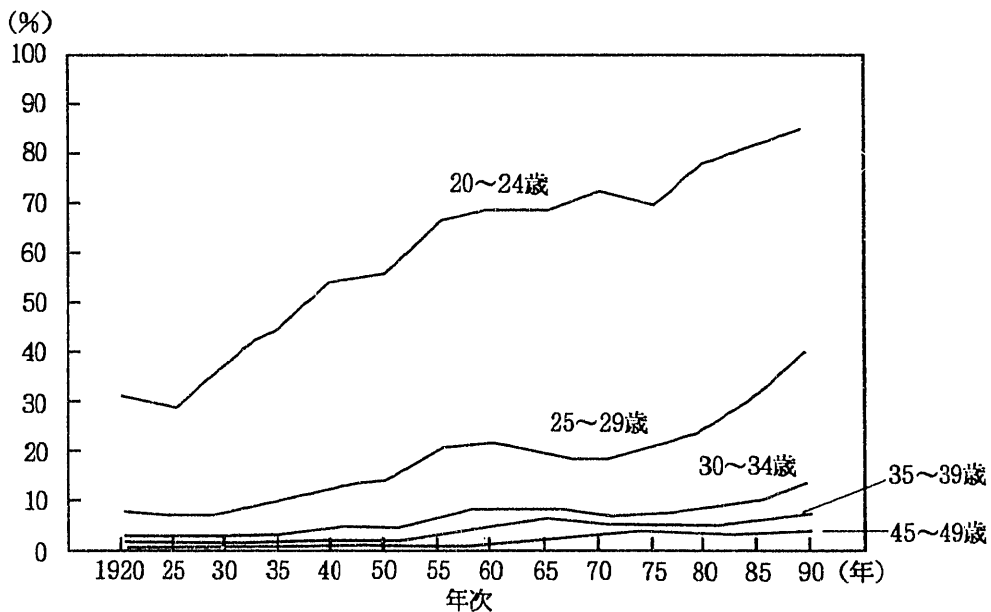
4) 過疎地の農村部では、40代に入った未婚の息子と、その高齢の父母からなる世帯が徐々に増えており、自治体の大きな負担となっている。両親が健康なうちはよいが、親が寝たきりや介護を要する状態になると、生活能力と介護能力を欠いた息子とのあいだで、深刻な問題が起きる。介護虐待が報道されるのも、こういうケースである。

図9 男女・年齢別未婚率

(1)男性



(2)女性



注：1. 総務庁「国勢調査」により作成。
2. 1950年及び55年の値は沖縄県を除く。

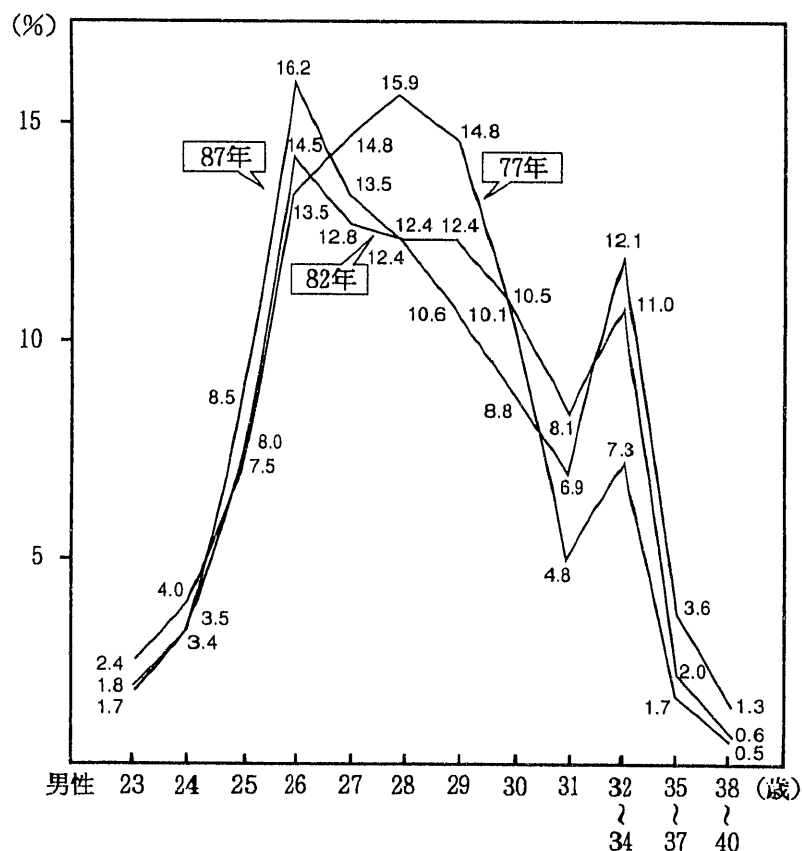
者が常時、人口の10%台はいるほうが、社会の常態かもしれない。歴史的にみれば、「全員結婚社会」という異常な時期は約1世紀しか続かなかったということになる。結婚への画一的な圧力がようやく弱まり、結婚が人生の選択肢のひとつと考えられるようになった。

そうなっても結婚願望はあいかわらず強く、結婚の価値は肯定的にとらえられている。にも関わらず、意識は実践を帰結していない。すなわち願望は強いにも関わらず、実際の結婚につながらず、したがって婚姻率は低下しているのである。この意識と実践とのギャップ

プはどう説明されるだろうか？

80年代には女性の結婚願望と婚姻率低下とのギャップを、「三高」願望という女性の結婚条件の高さによって説明することが流行した。「三高」とは結婚相手に求める条件が、高学歴・高収入・高身長の三点セットであるということの意味する。女性の結婚願望が強くても、相手に望む条件を妥協しなければ、結婚市場で望ましい相手に出会う確率は低下する。その結果、晩婚化が起きる、という説明である。未婚化現象の責めは、結婚相手に高望みをする若い女性のエゴイズムに帰せられた。が、これは事実によって反証されるだけでなく、メディアによってつくられた現象である。データによれば、晩婚化が進行する背後で、結婚相手の選択に大きな変化があった。初婚夫妻の年齢差は、晩婚化のもとでもほぼ2-3歳の差を維持し続けているが、平均にはあらわれない年齢層の分布が変わったのである。(図10) 87年には平均初婚年齢26歳の女性と結婚する男性の中央値は同じく26歳、同い年結婚の比率がもっとも高い。年齢層が若くなるにしたがって、同い年結婚の比率は高まっている。メディアが「三高」ブームをあおり立てるその同じ時期に、同い年結婚のトレンドは進行していた。原因の一端はメディアの報道姿勢にある。結婚難を言説化するにあたって、ジャーナリストたちはアルトマン・システムのようなマッチ・メイキング産業(柳田国男によれば「高砂業」)に取材源を求めた。入会費30万円近くを支払って結婚

図10 26歳女性と結婚する男性の年齢別割合



「アクロス」(厚生省「人口動態統計」より作成)

相手を見つけようとする女性にとっては、「三高」は当然の条件であろうが、マクロの動向は必ずしもその方向には動いていなかった。

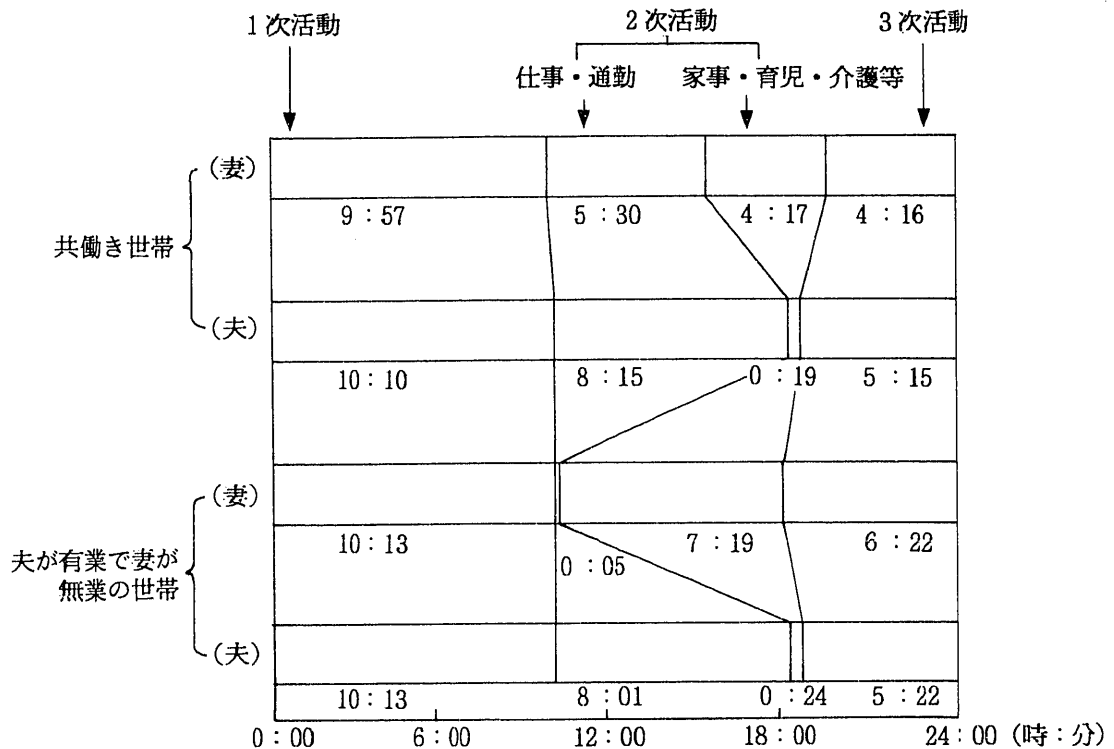
結婚観の調査によれば、結婚を「経済的保証」や「社会的信用」のためと考える制度的な結婚観は減少している。変わって「安らぎ」や「支えあい」のような相互性への期待がとくに若年層で高まっている。別なことばでいえば、同じ年結婚に象徴されるような「パートナーシップ型」への結婚期待が高まっている。「遊びも暮らしも共に楽しみたい」とする同好会型カップルの増加である。ここでは趣味や価値観の共有がインペラティブ（至上命令）である。この背後には戦後の共学文化が強い影響を果たした。

もちろん結婚に対して「安らぎ」や「支えあい」を重視する傾向を、もっと皮肉な目で見ることできる。夫妻の学歴・職業階層別のデータによれば、配偶者選択のしかたが見合いから恋愛に変わっても、「同類婚の原則」は貫徹していることがわかっている。むしろ恋愛のほうが、地域、年齢において「同類婚」指数が高い。階層内婚のルールは恋愛結婚でも少しも揺らいでおらず、「身分違いの恋」は例外だからこそ事件になることがわかる。むしろ「恋愛」感情の成立のための条件は「趣味や価値観の一致」という、ブルデューの用語を借りれば「象徴資本」によるスクリーニングが働いている。その意味では、見合いから恋愛へのシフトは、配偶者選択の基準は変わらないが、その意志決定を行使する主体が、家族から当事者に変化しただけとも考えられる。すなわち功利的・制度的な基準が内面化された結果の配偶者選択を、当事者はたまたま「恋愛」と呼ぶのである。（上野 1995）

ちなみに70年代、ベビーブーム世代の結婚ブームにあたって、「友達夫婦」という標語が登場した。60年代までに配偶者選択のしかたは、見合いから恋愛へとシフトしており、「遊びも暮らしも」というパートナーシップへの志向は登場していたが、先のデータに見るように、この世代こそ、戦後、結婚後の専業主婦率がもっとも高いコーホート集団であった。「友達夫婦」の理想は現実の分業型の役割のなかでは実現されることがなかった。「パートナーシップ型」の結婚を内実ともに現実化したのは、その次の世代である。他方で慣習的な性別役割期待はあいかわらず維持されている。「男は仕事、女は家庭」という性別分業観はしだいに減少しているとはいえるものの、その変化には大きなジェンダー・ギャップがある。男性のほうが女性に「家事責任」を期待する傾向が強い。未婚化現象の原因を、女性の「パートナーシップ型」結婚への期待と、男性側の「分業型」結婚への期待とのミスマッチに求める見方も流通している。すなわち女性の側の変化に若い男性が追いついていないとするフェミニスト的な言説である。

生活時間調査によれば、(図11) 2次活動のうち、共働き世帯で夫の収入労働時間は8：15時間であるのに対し、妻は5：30時間、仕事や通勤のような収入労働時間だけを見れば夫のほうが長い。だが、これに家事・育児・介護などの無収入労働時間を加えると妻の4：16時間に対して、夫の19分、合計すれば妻が9：46時間、夫が8：34時間となり、妻の労働時間のほうが長くなる。他方、「夫が有業で妻が無業の世帯」でも夫が家事・育児にかかわる時間は24分と、共働き世帯とほとんど変わらない。妻の有業・無業に関わらず、

図11 夫婦の生活時間



注：「1次活動」とは、睡眠、食事のように生理的に必要な活動、「2次活動」とは仕事、家事のように社会生活を行う上で義務的な性格の強い活動、「3次活動」とはこれら以外の各人が自由に使える時間における活動をいう。また、「家事・育児・介護等」には「看護」、「買物」が含まれている。

資料：総務庁「社会生活基本調査」(平成3年)

夫の家事参加に変化はなく、家事責任がもっぱら妻にかかっていることが統計からはっきりわかる。したがって有業の妻は家に帰っても「セカンド・シフト」(Hockshield 1989=1990)を持っており、過労ぎみなのである。

「女性白書」の名で知られる総理府編の『国内行動計画報告書』は、数年前から、労働時間の統計に収入労働時間と無収入労働時間の合計を入れるようになった。女性の不払い労働に対する評価がようやくあらわれてきたのである。

だが、宮本・岩本・山田の共同研究は、経験的研究にもとづいて、もっと即物的な説明を与えている。彼らによれば、未婚化現象の原因は次の二つである。

第一は、成人子と親とのあいだで世代間相互依存関係が強まっていることである。この理由には (1)高齢化にともなって長期化した老後について、親の世代の老後不安が高まっていること、(2)成人子の側では、晩婚化にともなって長期化した独身期を親に依存する期待が強まっていること、(3)さらに女性の場合には、就労継続によって親の世代からの家事・育児援助への期待が高まっていること、(4)親の側では介護労働力としての女手への期待が高まっていることから、世代間援助は母系志向を強めている。もちろんこの背後には、(5)親の側の経済力というインフラがある。

宮本らによれば20代未婚子の親との同居率は高く、かつ男女を問わず家事負担はほとんど免除されている。首都圏では特に住宅コストが高く、その負担がないばかりか、親世帯の家計への貢献もほとんど期待されていない。かれらはこの種の未婚者を「パラサイト・シングル parasite single」と呼ぶ。その背後には専業主婦の母親、シングルインカムで世帯を維持する経済力のある父親がいる。この経済力は右肩上がりの日本の経済成長とそれと連動した年功賃金とで維持されてきた。

パラサイト・シングルは、現在父親が供給してくれている生活水準を下げても結婚しようという動機づけを持たない。20代後半の女性の結婚相手に求める年収水準は700万円というデータがあるが、それはほぼ結婚後も現在と同程度の生活水準に横すべりしている年収水準である。その条件を満たす相手は結婚市場には稀少だから、当然結婚はむずかしくなる。もちろん世帯年収700万水準は、ダブルインカムであれば若年層でも到達は可能である。

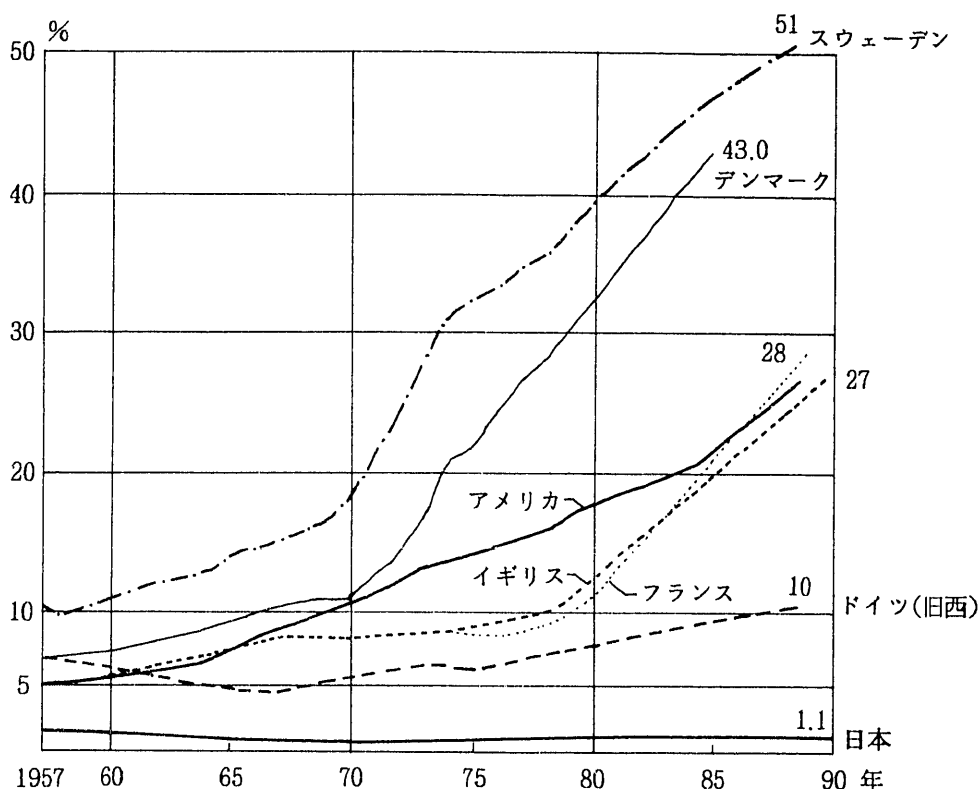
もうひとつの理由は、「パートナーシップ型」結婚への志向に反して、実のところ、若い女性のあいだでは「子どもは母の手で」という母性神話も、育児期専業への志向もなくなっていないことである。「パートナーシップ」とは、男の側では妻に家計補助の収入を期待しながら100%の家事・育児負担を、女の側では夫に家計責任を背負わせながら同時に家事協力をも期待する虫のいい相互依存要求であり、このあいだのミスマッチが未婚化の原因だと、山田は皮肉な観察をする。

同時に未婚の男女のあいだでの性交経験率は上昇しており、初交の相手との結婚確率は男女ともに低下している。日本では離婚率や婚外子出生率など、性革命の指標となるデモグラフィックな変化は先進工業諸国に比して驚くほど低い。それにもかかわらず「なしくずし性解放」が起きた。結婚と性との分離が起きたことによって、シングル・ライフがより容易になったことは確かである。パラサイト・シングルは性生活を犠牲にしなくてもシングルを続けていられる。親と同居していても、一歩外へ出れば、そのための空間が商業的に用意されているからである。

だが、長引く不況と低成長経済のもとでは、終身雇用、年功序列賃金体系からなる「日本型雇用」そのものが維持できなくなっている。宮本らは、パラサイト・シングルのインフラである右肩上がりの賃金体系がなくなれば、親の世代と子の世代とのあいだで、資源分配をめぐる葛藤はもっと深刻になるであろうと予測している。だが、それが若い世代の結婚圧力を強めることになるかどうかは、不明である。

出生率低下に寄与するもうひとつの要因、婚姻外出生率低下についても言及しておこう。日本の婚外子出生率は他の先進工業諸国に比べて著しく低い。(図12) スウェーデンでは出生児数の半数以上、アメリカでは3分の1、フランスやドイツでも20%台、カソリックの影響の強いイタリアでも7%に達しているのに対し、日本では長らく1%以下、無視できる水準を維持しており、最近になって1.2%に達した。歴史的に見ればこの状況は比較的新しいものである。戦前の婚外子出生率は高いが、これは主として重婚状況によるもので、婚外子は相続その他で長らく差別を受けてきた。戦後、同居の開始と法律婚とが一致する

図12 婚外子（非嫡出子）割合の推移



出典) 国連「世界人口年鑑」を基礎に作成。

につれ、婚外子比率は急速に減少した。

婚外子出生には、事実婚（法律婚を伴わない同棲）が伴っている。日本では未婚者の同棲率も著しく低い。（表2）スウェーデンやデンマークでは20-24歳の年齢層で同棲率が高く、法律婚のうえでは晩婚化が進んでいても、実際の同居開始年齢は以前とあまり変わらない。日本の場合には、同居開始年齢と法律婚の年齢とが一致している。その点では、日本の晩婚化は文字どおりの晩婚化であり、先進工業諸国のあいだでは、同居開始年齢がもっとも高いと考えられる。

婚外子出生に対する社会的なサンクションはなくなっていないし、多くの人々は婚外子が受ける差別をおそれている。子どもを産むにはまず結婚することが前提になっている。出産奨励策のなかには婚姻外出生率上昇というオプションがある。出生率低下に悩むシンガポールは政府が率先して出産奨励のキャンペーンをおこなっているが、そのなか「未婚の母」のすすめがあった⁵⁾。だが出生率低下に悩む日本政府は、婚姻外出生率の上昇を政策的オプションとは考えていない。それどころか財政緊縮のなかで、母子家庭の児童手当を削減する方針が検討されている。もし出産奨励策を真剣に考えるならば、これは時代に逆行する方針といえよう。だが、日本の政財界の出産奨励策は、基本的には制度的な家

5) 学歴上昇婚の傾向の強いシンガポールでは、とりわけ高学歴女性の未婚率が高い。ところが彼女たちの配偶者にふさわしい階層の男性はすでに既婚者である確率が高い。80年代にはリー・クワンユー首相が高学歴女性に「愛人のすすめ」を説いて、「結婚と家族の敵」として女性団体から抗議を受けた。

表2 主要国における未婚女子の同棲率

(%)

国名	年齢 年次	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44
日本	1987	0.8	0.8	0.0	0.6	..	..
	1992	0.8	1.1	1.4	1.6	..	..
デンマーク	1975	23	29	10	4	5	4
	1981	..	37	23	11	..	..
フランス	1975	1	3	2	1	0	1
	1981	1	8	5	2	1	1
	1986	..	19	11	8	5	5
旧西ドイツ	1972	..	3		3		..
	1981	..	7		12		..
イギリス	1976	1	2	3		2	
	1979	4	5	4	2	2	1
	1986-87	8		11	6	4	
オランダ	1975	1	10	..	..	..	..
	1982	2	16	10	..	..	..
スウェーデン	1975	14	29	17	8	5	4
	1980	13	32	26	14	8	6
	1981	..	44	31	14	10	7
	1981	3	15	21	19	16	3
カナダ 米 国	1976	..	2	1	..	..	..
	1982	2	5	16	11	3	1
	1986-87	9		16	17	13	12

資料：United Nations, *World Population Monitoring* 1991.

ただし、日本は厚生省人口問題研究所『独身青年層の結婚観と子供観』（1994年）

族の枠のなかで再生産を行うことである。それには再生産費用負担が、基本的には私的領域に委ねられていることが前提となっている。

Ⅲ 家族政策とその効果

家族政策は多くの国で、人口政策の婉曲語法である。出生が抑制されるときには問題にされないが、出生が奨励されるときに、「福祉」の名のものと政策課題となる。日本でも人口減少が問題化されてようやく、エンゼル・プランのような出産奨励策が登場するようになった。

家族政策は結局のところ、再生産費用を社会がどのように分担するかをめぐる選択である。それには(1)税制優遇措置、(2)育児給付（家族手当）、(3)出産育児休暇、(4)育児支援サービス（保育ママ、公的保育施設）などがある。

第一の税制優遇措置については日本では手厚い被扶養者控除があり、とくに専業主婦控除が大きい。無業の既婚女性は年金、保険のうえでも優遇されている。基本的には、性別分業型の家族制度の枠内で再生産が担われることに対して、日本政府は政策的な承認と支援を与えていることになる。再生産労働のうち、介護に関しても、家族を「含み資産」と見なす「日本型福祉」の姿勢は一貫している。

第二の育児給付（家族手当）は、日本では名目的なものである。子ども不足に悩む自治

体では、結婚や出産に一時金を支給するところもあるが、金銭的インセンティブが出生率の増加のためにはほとんど効果がないことは立証されている。

ドイツでは家族政策の財政負担が大きく、家族給付額が占める割合が大きい。にもかかわらずドイツの低出生率に、政策的効果が薄いことが指摘されている。これは金銭的インセンティブの効果と、政策のターゲットが的はずれであることから説明されている。ドイツの家族給付は主として主婦婚の世帯を対象に支払われているが、専業主婦のいる世帯では給付の有無に関わらず子どもは生まれるのに対し、むしろ増大しつつあるワーキングマザーの世帯への支援が軽視されているからである。

第三の出産育児休暇について、85年には、男女雇用機会均等法との抱き合わせで、労働基準法の女子保護規定が改廃。生理休暇のような間接的母性保護が廃止されるかわりに、出産休暇が産前産後それぞれ6週間から8週間へ延長されるなど、直接的母性保護は強化された。労基法はさらに、生後1年未満の乳児を持つ親に午前午後各30分ずつの育児時間を保証している。

91年には育児休業法が成立。育児休業法は1.57ショックへの政財界の危機意識から、棚からぼたもちのように成立したものである。政策決定過程から論議の対象になったのは、(1)生後1年間の育児期間を無給にするかどうか、(2)男女ともに取得可能にするかどうか、の点であった。結局「ノーワーク、ノーペイ」の原則を主張する経営者団体の意向がとおり、(1)育児休業期間中は無給（のちに失業保険から基本給の2割支給）、(2)については、たいした論議もなしにあっけなく男女とも取得可、という法律が成立したが、後者については男性に権利を与えても実際に行使する可能性は低いという読みからきており、この予測は当たった。法律が施行された最初の年に該当者のうち実際に育児休業を取得した男性労働者は全国で14人。全国47都道府県の数よりも少ない人数であった。かれらはいちやくローカル・ヒーローとなり、地方メディアの取材対象となった。

育休法はスタートから問題を抱えていたが、それでも女性の労働者にとっては出産によって職場を失わずにすみ、また授乳期間中を職場復帰の保証とともに安心して過ごすことのできる福音であった。とはいえ、制度と運用のあいだにはつねにギャップがある。多くの女性が従業員規模の小さい事業所で働いている現実のもとでは、法的権利が保証されてもその行使が容易でないことも多い。

第四の育児支援サービス（保育ママ、公的保育施設）については、日本は欧米諸国にくらべても誇ってよい充実ぶりである。保育先進国であるスウェーデンはべつにしても、フランスに劣らず、かつイギリスやドイツのような国に比べればはるかに充実している。アメリカは再生産のプライヴァタイゼーションがもっとも徹底した国だが、そこでは多くの有職女性が育児支援を私的に解決しなければならないことに比べれば、日本の公的な保育サービスの普及は、ほとんど社会主義圏なみといってよいくらいである。保育所の設備とクオリティは、公的な認可制度のせいで平均的に高く、かつ所得に応じた保育料が設定してあるために比較的安価に手に入れることができる。

日本の乳幼児の保育施設在籍率（当該年齢のエンロールメント）のデータによれば、幼

幼稚園、保育所を合わせて3歳児で44%、4歳児で89%にはねあがる。ほぼ100%の子どもが就学前教育を経験している。このところの少子化のおかげで、幼稚園、保育所への入所が容易になっただけでなく、付加価値競争も激化した。数値の上では高い達成度だが、運用の面では日本の保育制度はいくつも問題を抱えている。それらは(1)0歳児保育、(2)延長保育、(3)夜間保育、(4)病児保育、(5)一時保育、さらに(6)学童保育の不備である。

大きな問題は0歳児保育が絶対的に少ないことである。育児休業法が施行される前までは、就労を継続したい女性にとっては0歳児保育にアクセスがあるかないかは死活問題であった。東京都下では新宿区の0歳児保育が充実しており、ニーズを持った世帯はかんたんに居住地を移動する。生殖年齢の世帯に来てもらいたければ、0歳児保育や学童保育のようなサービスを充実すれば容易に達成される。とはいえ、0歳児保育は保育サービスのうちでもっともコストが高いからニーズに対して供給は追いつかない。

延長保育、夜間保育、病児保育、および一時保育の不備については、日本の保育所の使い勝手の悪さと柔軟性の低さはつとに指摘されている。保育所が公的施設であり、職員が公務員であるために時間外保育などの融通がつかず、親は結果的に二重保育などの負担を強いられる。9時から5時まで保育所が預かってくれるから、就学前はまだよい。就学後は学童保育の有無が深刻な問題である。これもまたワーキングマザーの世帯移動をひきおこす要因となっている。

保育サービスは、実のところ家族政策とはいえない。育児支援策とさえ言えない。日本では働く女性の増大にともなって、50年代から60年代に「ポストの数ほど保育所を」の標語のもと、女性運動の粘り強い闘いの成果として、保育所の数が拡大した。当初は母親の余儀ない就労のために「保育に欠ける児童」を収容する福祉施設と位置づけられていた。もっと正確に言えば、増加する女子労働力を雇用するための労働政策であり、保育所は子どものためというより、働く母親のためのものであった。この政策の直接の受益者は、女子労働者を雇用する企業だった。本来なら女子労働者を雇用するコストとして育児サービスの費用負担をしなければならない企業が、企業託児施設に替わって公的保育施設の恩恵を被ったことは、企業の私的負担を公的負担で肩代わりしたことを意味する。が、長期的には公的保育所を増設することを選んだ60年代の政策は、正しかったと言える。第一に公的な施設であるためにクオリティが維持されたこと、第二に女子労働者にとっては子どもを人質にとられず退職・転職の自由が確保されたことである。企業託児施設の多くはコスト意識から相対的に劣悪な条件下にあり、そのなかで育つ子どもの発達に影響があることも報告されている。

先進工業諸国のなかで、比較的早い時期に公的育児サービスの供給が実現したことには、さらに歴史的な背景を考えなければならない。家族政策の多くは戦時下に開始されている。厚生省が成立したのは1938年。1940年に今日の社会保障・人口問題研究所の前身である人口問題研究所が設立された。1941年には人口政策確立要綱が制定。1960年までに総人口(内地人口)1億人を達成することが目標とされた。敗戦後の人口政策の大転換(出生奨励から出生抑制へ)にも関わらず、この目標値は結果的に達成された。

1940年には国民優生法が成立、優生結婚相談所が各地に設立されるとともに、1942年には妊婦届け出制が実施され、母子手帳の交付も始まった。こうしてみると戦後の家族政策のほとんどは戦時下にスタートしていることがわかる。当時の婦人運動家たちは、積年にわたる母性保護の要求がようやく政治課題としてその重要性を認識されたと、この改革を歓迎した。

戦時下における人口政策と母性保護は、公共的母性 public motherhood の観念から来たものである。家庭という私的領域は国家化され、子どもは私的財から公共財へと転換した。再生産は公的な管理のもとに置かれるようになった。

戦後の保育政策や家族政策も、戦時下の改革の延長上にある。それを支える母性思想は、やはり「公共的母性」の観念である。戦時下には戦争遂行のために動員された「公共的母性」の観念が、戦後女性の労働参加のためにふたたび有効性を持った。資本主義国のなかでは、日本の家族政策は再生産費用の公共化に向けて合意形成になじみやすい性格を持っているが、その背後に国家主義的な母性思想を持っていることのアンビヴァレンツは注意する必要がある。

ところで家族政策はほんとうに出生率の変動に影響があるのだろうか？

家族政策を実施している各国では、その政策的効果をめぐって論議がある。たとえば先進工業諸国でもっとも高出生率を誇るスウェーデンは、70年代以降の家族政策の効果があらわれたと主張するが、近隣スカンディナヴィア諸国と比べると、スウェーデンのように家族政策が手厚く行われていないところでもほぼ同水準の出生率が維持されているスウェーデンでは90年代の初めに2.1を越す高出生率を達成。だがこれも政策的インセンティブによって一時的にもたらされたカレンダー効果（出産を遅らせていた人々が一時的に産む時期が集中する現象。遅かれ早かれいずれにしても産むはずだった人々が出産に踏み切っただけで、出生率そのものには影響しない）にすぎないことがまもなく判明した。出生率の長期動向はくつがえらなかつたからである。

フランスも相対的に高位水準を保つ国として知られ、それはヨーロッパでも先進的な保育政策や手厚い家族給付の効果であると、政策決定の当事者たちから評価されているが、家族政策においてはフランスにはるかに見劣りのするイギリスでもフランス並みの水準の出生率が保たれている。フランスの人口学者は、現行の家族政策がなかったとしたら、現在の出生率水準を維持することも難しかったであろうと議論するが、歴史の仮定を予測するのは難しい。

もちろんこれには反証もある。有名な例では、ザール地方がフランス領からドイツ統治下へ移行したことによって、その地域の出生率が低下したことが挙げられている。また最近の例では、東西ドイツの統合によって、それまで西側より高かった東側の出生率が急速に低下したことが挙げられる。旧東ドイツにあったさまざまな社会保障が失われたことが原因だとされている。

家族政策の効果を判定するのは難しい。人口学の収斂理論によれば、家族政策はあってもなくても、先進国の出生率は一定の幅で同じ動向に収斂する、という経験的事実があ

る⁶⁾。それが何故かを説明することは不可能に近い。

そうなれば家族政策は効果がなく、存在理由がないことになるが、個々の政策の効果を離れて、子育てにコストがかかる社会、そして子どもに敵対的な環境では、出生率の低下が起きることが認められる。そして日本に限らず、先進諸国ではそれは共通の現象である。

IV 結論

少子・高齢化社会の問題とは、再生産費用の分配公正をめぐる問題である。(上野 1990) 言い換えれば人間の生の始まりと終わりに関与する生命に関わる労働(「愛の労働」ともいう)を社会のどのセクターで分担するか、という問いである。少子・高齢化そのものが悪なのではない。冒頭に述べたように、少子・高齢化を「問題」としてとらえる視線そのものが持つ問題性、少子・高齢化問題とは問題の立て方を変えれば「疑似問題」にすぎないことはすでに論じた。もし出生率低下が個々の行為者の自発的な意志決定によって行われているとするならば、少子化は何の「問題」でもない。そうなれば、そのような自由な意志決定に対しては「何もしない」のが政策的に正しいことになる。

だが、少子・高齢化社会の目標が、生まれてから死ぬまでのあいだを安心して幸福に生きることだとするならば、政策的にはやらなければならないことはたくさんある。そのためにはまず、「愛の労働」を社会の構成員が——子持ちも子無しも、有業者も無業者も、女も男も——公平に分担すること、そして「愛の労働」の評価を高めることが必要であろう。

文献

- グラ・コスタ [著], 伊田久美子・伊藤公雄編訳 (1986)『家事労働に賃金を』, インパクト出版会
Hockshild, A. (1989) *The Second Shift: Working Parents and the Revolution at Home*, New York, Penguin Books (Hockshild, A. [著], 田中中和子訳 (1990)『セカンド・シフト』朝日新聞社)
宮本みち子・岩上真珠・山田昌弘 (1997)『未婚化社会の親子関係』有斐閣
総合開発研究機構 (1994)『わが国出生率の変動要因とその将来動向に関する研究』(N I R A 研究報告書)
Shorter, E. (1975) *The Making of the Modern Family*, London, Basic Books (Shorter, E. [著], 田中俊宏他訳 (1987)『近代家族の形成』昭和堂)
総理府編 (1983)『婦人の現状と施策: 国内行動計画第3回報告書』ぎょうせい
上野千鶴子 (1990)『家父長制と資本制』岩波書店
上野千鶴子 (1995)『「恋愛結婚」の誕生』『東京大学公開講座結婚』東大出版会
山田昌弘 (1994)『近代家族のゆくえ』新曜社

6) 家族政策に手厚いフランスの出生率が、家族政策がほとんどなきに等しいイギリスと変わらない例や、福祉先進国とされるスウェーデンが、それより政策的に見劣りのする周辺スカンディナヴィア諸国と出生率が変わらない事実、さらに移民集団の出生率が短期間にホスト社会の出生率と「収斂」する例などが挙げられる。